

TOPIC
05

令和7年度の後期高齢者医療制度

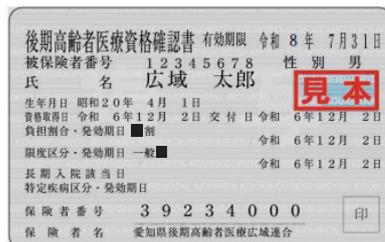
●保険証の更新

現在お持ちの後期高齢者医療の被保険者証・資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日です。令和6年12月2日以降は新たに保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、今回は後期高齢者医療制度に加入する皆さんに、マイナ保険証の有無に関わらず「資格確認書」が交付されます。

新しい「資格確認書」は、7月中旬から下旬に簡易書留郵便で送付します。マイナ保険証での受け付けが難しい場合は、8月1日から新しい「資格確認書」でこれまで通りの医療を受けられます。

▼配達時に不在だった場合

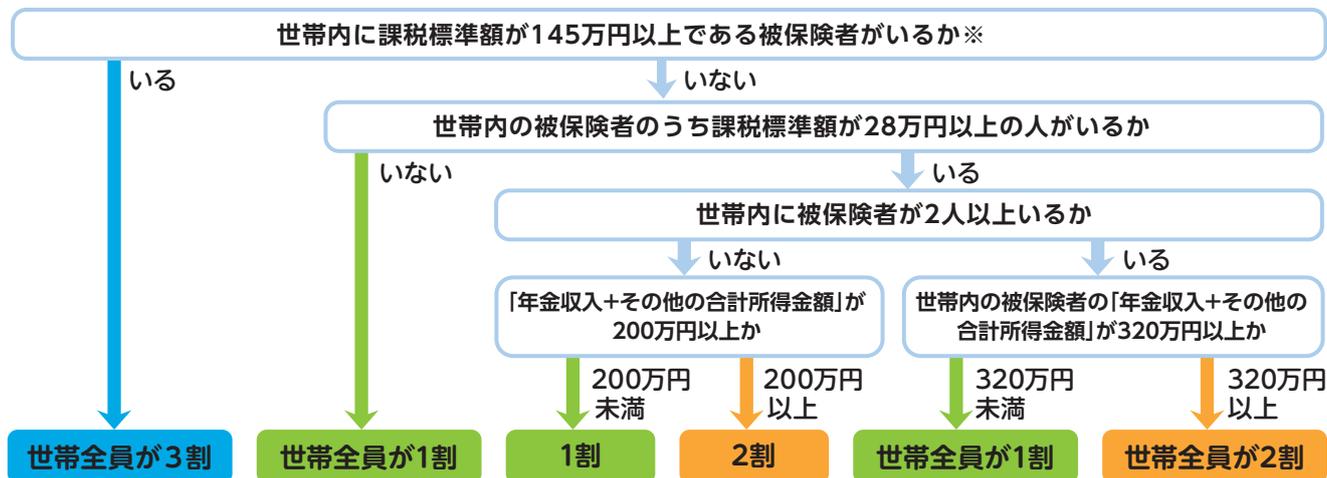
郵便受けに案内（不在連絡票）が入ります。郵便局へ再配達依頼をするか、日進郵便局で直接受け取ってください。



●医療費の自己負担割合

医療機関で支払う医療費の自己負担割合（3割・2割・1割）は、令和6年中の所得などで判定されます。

自己負担割合の判定方法



※一定の基準・要件を満たす場合には、1割または2割になることがあります。

●保険料の決定

令和6年中の所得などにに基づき計算した「令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に対象者全員に送付します。

保険料の計算方法

保険料額は、後期高齢者医療制度加入者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。また、一定の要件に該当する人は、保険料が軽減されます。

所得割額

$$[\text{令和6年中の所得金額} - \text{基礎控除額} \text{※1}] \times \text{所得割率} 11.13\%$$

均等割額

53,438円

年間保険料額
上限額80万円

※1 合計所得2400万円以下の基礎控除額43万円

あいち後期高齢者医療コールセンターのご案内

お問い合わせ ☎0570-011-558 ご利用には通話料がかかります

【時間】午前8時45分～午後5時15分（土日祝日・年末年始を除く。7月13日～8月31日は土日祝日も開設）

《ご注意》コールセンターは受信専用です。

還付金の案内や口座を指定して振り込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。